

【任意継続組合員を希望される方へ】

任意継続組合員の 事前受付を行います！

3月31日退職の方が
対象です！



退職後の医療保険制度・任意継続組合員制度については、福利厚生ハンドブック(平成25年3月)P139・140をご覧ください。

退職後は、現在お持ちの公立学校共済組合員証は使用できなくなります！
平成26年3月31日付けで退職する方で、**再就職等をせずに、「公立学校共済組合の任意継続組合員」を希望する方**を対象に、以下のとおり事前受付を行います。**加入を希望する方は、所属所の事務担当者に申し出てください。**

事前受付で申出をされた方は、任意継続組合員証・被扶養者証を3月中に所属所に送付しますので、4月1日からお使いいただけます。年度当初は窓口が大変混み合いますので、事前受付での申出をお勧めします。

受付期間

平成26年
2月3日(月)から
2月17日(月)
資格係到着分まで

受付方法

申出書は、交換便又は郵送のみ
で受け付けます。
**申出書には所属所長印がある
ことを確認してください。**

書類送付先

〒163-8001
東京都新宿区西新宿2-8-1
教育庁福利厚生部
給付貸付課資格係

- ◆詳細については、1月中旬に所属所長(学校長)宛てに通知します。
- ◆定年退職後、**再任用フルタイム勤務**をする方は、引き続き公立学校共済組合の組合員となりますので**申出の必要はありません。**

申出ができない方

ご注意ください！



次に該当する方は任意継続組合員の申出を行うことができません。

- 東京都の再任用(フルタイム・短時間)、再雇用、非常勤教員等で働かれる方
- 民間会社等に再就職をする方で、就職先の健康保険に加入される方
- 家族の健康保険の被扶養者になる方
- 退職日の**前日**において、組合員期間が1年以上ない方

- ◆上記の受付期間に申出をしなかった場合は、下記の期間に都庁に来庁して手続きを行っていただく必要があります。(交換便・郵送では受付できません)

平成26年4月1日(火)から平成26年4月18日(金)まで

※任意継続組合員の申出は、退職日から20日以内に行ってください。退職後20日過ぎますと受付できませんので、ご注意ください。

問合せ先 給付貸付課資格係 | 03-5320-6826